

平成19年第4回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成19年8月10日（金）午後1時30分～

場 所：石狩市役所 5階 第1委員会室

事務局出席者：12名

棚橋部長、伊藤課長、下野課長、古屋場長、鎌田課長、赤間課長、開発主査、清野主査、天池主査、武藤主査、宮原主査、佐藤主事

委員出席者：7名

余湖 典昭、菅野 勲、佐藤 雅代、三國 哲男、土門 隆一、石川 国弘、松井 隆文

傍 聴 者：14名

議 事：(1) 前回審議の課題整理

(2) 本編等の作成に至るまでに委員から寄せられた意見・提言とその反映状況

(3) これまでの審議を踏まえての修正

配 布 資 料：別添のとおり

記

伊藤課長 時間となりましたので、ただ今より平成19年第4回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。なお、眞柄特別委員、小笠原特別委員、堂柿委員、荒澤委員、安藤委員につきましては、所用のため欠席される旨、連絡をいただいております。また、永井特別委員につきましても、本日午前に欠席をする旨の連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。水道事業運営委員会開催にあたりまして、水道部長の棚橋よりご挨拶申し上げます。

棚橋部長 委員の皆様には、お盆を控えまして何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。前回の当運営委員会におきまして、ご説明をさせていただきました、簡易水道事業の第三者委託については、これまでの審議経過などを踏まえ、本編に新たに簡易水道事業の第三者委託として章を起こしまして、その必要性と見通しについての基本的な考えなどをまとめ、本編において第8章として加えさせていただきました。

このことに伴いまして、これまで当委員会に提出してありました既存の本編第8章から第11章までについては、それぞれ1章ずつ繰り下げ、第9章から第12章とし、変更後の本編及び資料編を本日の委員会開催案内と併せまして、各委員の皆様にご送付させていただいたところであります。このことにつきまして、余湖会長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いいたします。また、前回の委員会におきましてご指摘のありました、委託業務遂行に際しての指揮命令系統や、業務委託の責任範囲、責任区分の関連性と、各種マニュアルの整備などについて、不十分な面があり、大変ご迷惑をおかけいたしました。後ほど、前回審議の課題整理の中でご説明をさせていただきますが、委託業務の遂行が円滑に行われ、より一層の水道サービス向上が図れるよう、適宜進めてまいりたいと存じます。また、本日は本編全体を通しての審議となっており、第三者委託の審議も大詰を迎えてきたものと認識しており、よろしくご審議を賜りたいと存じます。

伊藤課長 それでは、続きまして余湖会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

余湖会長 大変お暑い中、ありがとうございます。肝心の委員の席がかなり埋まっていますが、委員会成立に係る定足数について、最初に確認をさせていただきます。事務局から、この点について説明をしていただけますか。

伊藤課長 委員会の定数はただ今13名でございます。その2分の1をもって、会議は成立する旨、規定しております。本日は7名の出席でございますので、本委員会は成立ということでございます。

余湖会長 13名中の7名ですので、過半数としてはぎりぎりです。本日の終了予定時間は3時頃となっておりますが、途中退席する可能性のある方はいらっしゃいませんか。よろし

いでしょうか。今回、審議が大詰の段階を迎えている状況で、出席人数が少なく困惑する部分もありますが、成立しておりますので、審議に入らせていただきます。

それでは、ご案内にありますように、審議として前回の課題整理となっています。その順番でよろしいでしょうか。事務局、お願いいたします。

開発主査

水道部業務課、開発と申します。よろしくお願いたします。

事前に審議資料のお目通しを願うため、これまで委員の皆様から寄せられましたご意見・ご提言を踏まえ、修正を加えました本編と資料編を送付させていただきました。また本編などを修正するにいたしました資料を、本日配布してございます。これらの資料を用いまして順次、審議を行いパブリックコメント実施の適否のご判断を願うものであります。

それでは、まず最初に、7月18日開催時における課題の整理についてであります。

本日配布の資料1ページから3ページにかけまして、大項目で12項目を、また、その各項目毎に修正についての対比表が表されています。この対比表については、前回委員会でのご指摘事項を踏まえ、水道部の方針を修正後として記載しており、本編と資料編へ反映をさせていただいたところでもあります。

各項目毎の説明に入らせていただきます。本編8章について、先ほど部長から説明がありました。5月と7月の当委員会時に、簡易水道事業の第三者委託は必要である旨を、浄水技術職員の確保の関係、それから財政の側面からご説明をいたしました。簡易水道事業については、本編8章におきまして「第三者委託の必要性と見直し」として、新たに立ち上げたところでもあります。従いまして、先に当委員会に提出しております既存の本編8章から11章までは、順次1章ずつ繰り下がりがりまして、9章から12章となり、訂正後の本編と資料編を、送付したところでもあります。

次に、10章の33ページの7行目に、前回委員会時におきましては、委託範囲には配水管を含むのかというご指摘がございました。これにつきましては、配水管を削除し、送水管を加えたところでもあります。また、33ページの9行目、委託範囲が水道部の説明と噛み合わないというご指摘については、委託範囲は配水ポンプ、Pの箇所までを含むとするほか、包括委託を削除したところでもあります。

それから、33ページの11行目、委託対象業務の記述内容が、表29と整合性がとれていないという点については、対比表の中の、修正後のアンダーラインの箇所のとおり見直しをいたしました。

また、10章の34ページの表29の委託業務内容とその責任分担について、改正前は、委託業務の責任分担を や で分けしていたものを、改正後においては、各業務毎の責任を受託事業者又は市のどちらが負うかを明確にしたところでもあります。

なお、資料1ページ最後の行になりますが、断水など市民に水道サービスの低下を招く事故があった際、市は受託事業者に何を指示し、受託事業者自らどのような判断をするのか、そういった内容が不明確で指揮命令系統がわからず、それに伴う業務の責任範囲や責任区分が明確でない、というご指摘がありました。このご指摘につきましては、契約約款等の中で明記する旨を前回の当委員会でご説明をしたところですが、本日配布の資料に業務責任分担(素案)をご提示させていただいております。これは現時点において、素案ではありますが、なるべく早期に責任分担表などを策定し、指示系統、責任範囲及び責任区分を明示しまして、業務の円滑な遂行を図ることで考えております。

ここで、業務責任分担(素案)の内容について、ご説明をさせていただきます。素案段階ではありますが、施設管理の部分では、取水施設、浄水施設、排水施設、水質検査、配水施設などの区分を行い、水道事業者が負うべきものや、受託事業者が負うべきものを、それぞれ と で表示しております。 は、主に責務を負い、 は、監督業務、承認行為、許可、報告など一部責任を負うとしているものであり、市として必要なマニュアルなどを早期に整備し受託事業者との協議・調整を踏まえ、スムーズな業務の移行を図るものであります。

次に、資料2ページ、11章の35ページに、水道サービスの維持・向上について、記述内容の見直しをし、修正後のアンダーラインの箇所を加え本編に反映をしたところでもあります。特に、第三者委託導入後の、水源・水質、それから残留塩素濃度、送水圧力の確保、

また事故・災害時における水道施設の早期復旧についての記述を、行ったものであります。

委託後においても、工務課に浄水技術職員を配置し、業務内容の監視、指導・監督を適宜行い、水道サービスの維持・向上を図ります。

次に、11章の37ページから38ページにつきましては、事故や緊急時の場合の配備体制表を加筆するとともに、前回の資料にありました事故・緊急時の対応表を削除する整理をしたところであります。

次に、12章、40ページ、受託事業者の件につきまして、1事業者という場合、1つの会社または特別目的会社（SPC）も想定し、入札を考えているのか、というご指摘がありました。前回委員会時に、1事業者とは1つの会社で、市の登録を受けていることなど応募要件を全て満たしている必要があることを説明いたしました。市は現行スキームでのSPCは、事故・災害時において、責任の所在が不明確であり、水道サービスに支障を来たすと判断し、SPCの参入は認めないこととしました。

次に、3ページに移ります。3ページは、資料編の修正内容となっております。資料編の8ページから10ページのリスク分担について、先ほど説明いたしました表29との整合性を図るべきである、とのご指摘があったところであります。修正前は、リスクの負担者が市と受託者の双方であったりする分担内容が存在いたしましたが、修正後においては、第三者委託の導入段階あるいは運用段階など、段階毎に区分を設け、リスク負担者を明確にしましたが、最終的なリスク分担は、市と受託者の協議により決定をしていくものと認識しております。

また、事故・緊急時における関係機関との応援連絡体制表を掲載すべきでは、とのご指摘があったことから、新たに資料編9として編纂をいたしました。

最後になりますが、資料編14の企画提案の審査評価基準について、この評価基準の(7)

「リスク分担の明確化」という意味がわからない、というご指摘があり、リスク分担の明確化を削除いたしまして、リスク分担の考え方ということで、修正をいたしました。なお、このリスク分担の考え方とは、市が想定しているリスク分担について、受託事業者の意見などを企画提案という形で募り、最終的にはより良いリスク分担の構築を受託事業者と目指していくものと考えているところであります。

以上、前回審議時の課題について、ご説明をさせていただきました。

余湖会長

どうもありがとうございました。私から確認をさせていただきますが、この運営委員会資料に従って今説明をされましたが、2ページ一番下のSPCのところですが、石狩市として、水道に限らず他の面についても、同じ考え方で対応するということですか。

伊藤課長

今のご質問に関しましては、今回、水道事業の第三者委託につきまして、SPCは採用いたしません。従いまして、市の契約書等についても、見直しをしないということですので、市の他の委託業務についても、現段階ではそのような形になっております。

余湖会長

はい、わかりました。それと3ページの最初のところなんですが、資料編の8～10ページ、この修正後のところに、「導入段階や運用段階など各段階区分を設け、リスク負担者を区分したが、市と受託者のどちらがリスクを負担するかは、双方の協議により決定する。」とありますが、例えば、8ページに、一番上が導入段階で、その次に共通事項とあります。

この共通事項というのは、どういう意味ですか。導入段階というのは、委託を始めるまでの、その手続きの段階ですよね。それで、運用段階というのは、実際に運用が始まってからだと思いますが、この共通事項というのはどういう意味なのですか。

伊藤課長

この共通事項に関しましては、導入及び運用を含め、この委託全体に関わる基本的なリスクということの考え方で、策定をいたしました。

余湖会長

わかりました。戻って、1ページ一番下に、この前も問題になったところですが、10章、本編の34ページに表29がありますよね。これは前と違って、がなくなりましたが、それと、今日配布の別添の業務責任分担の素案というのは、どういう関係になりますか。

下野課長

本編の方の表の29につきましては、今回お示した責任分担の素案をある程度まとめたものと解釈をしていただければと思います。表29は、業務内容を大雑把と言いますが大項目で記した内容となっております。契約約款上での責任分担をより細かくしたのが今お示しをしている素案になります。ただ、まだ素案でございますので、足りない分は、また付

加していかなければならないと考えております。

余湖会長 項目は、こちらの素案の方が多いですよね。そうすると、素案はまだ項目が増える可能性もあるんですか。

下野課長 ございます。

余湖会長 例えば、表の29は水源管理が一番上にあるんですけども、こちらの別添の素案は、水源管理が一番下にあって、それとこちらには、まだが残っていますよね。だから、項目の順番が入れ替わったりして、非常に見にくいものだから、どういう関係にあるのかなという気がしました。

伊藤課長 今の件に関しましては、今回はあくまでも素案ということで、位置付けをさせていただいてございますけれども、今後、運転管理、維持管理マニュアルや、ご指摘を受けております危機管理マニュアルの策定を踏まえまして、責任分担を進めてまいりたいと思っております。どちらにいたしましても、パブリックコメントの実施期間中にも、これらの策定を速やかに行い、パブリックコメント等に対応できるようにしてまいりたいと考えてございます。この作業上におきまして、必要が生じた場合にはマニュアル等につきましても、一部変更等をさせていただくということもあり得るかと思っております。

これらにつきましては、パブリックコメント等の意見も踏まえまして、なおかつこの責任分担案を、事前に受託事業者に提示し、その考え方も把握するなど、その責任分担等の策定に努めていきたいと思っております。

余湖会長 私からは以上です。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

佐藤委員 何点かご質問をさせていただきます。まず、今お話に出てきた危機管理マニュアルのところなんですけれども、これは委託するしないに関わらず、水道部が持っていなければならないものだけれど、まだ持っていないというものだったかと記憶しております。この危機管理マニュアルを作成してもらうのも、委託の一環と理解していいのでしょうか。協議を重ねて検討していくというようなご説明がありましたけれども、市が率先して作るのではなく、あくまでも相手方のプロポーザルを待たないと作れないというように解釈できたかと思うんですが、いかがでしょうか。

下野課長 危機管理マニュアルにつきましては、今、作成中でございますけれども、危機管理マニュアルも含めて、責任分担を素案でございますが、どっちにがつくのかを、作成をし、それを、受託事業者到最后に確認を願い、最終的には契約する前までには作っておくということでございます。危機管理マニュアルは、ペーパーとしてまだない、という状況にあります。現状は、例えばテロのために施錠とかフェンスを施しているほか、人物が施設内に入らないように、機械警備や夜間にはガードマンが巡回し、また花川南浄水場では、職員や委託従事者が24時間、365日待機し、故障とか施設の監視を常に行っております。

機械と電気・計装につきましても、定期点検を毎年やってございまして一応、危機管理は行ってはいるんですけども、ただそれがペーパーとしてないことから策定をしているところであります。

余湖会長 今の点、ちょっといいですか。今、下野課長が言われたのは、通常の警備だとかそういうレベルの話であって、私はそれが危機管理とは思いません。危機管理というのは、何か大きな災害が起こったときに、どのような行動をとるかというのを平時に定めておくということであると思います。

下野課長 今、会長が言われている部分につきましては、前回の委員会時にご説明申し上げましたように、水道部災害対策要綱に、応急復旧マニュアルがあり、事故なり地震なりが起きたときには、復旧工事の施工や給水業務に当たる職員などの配備体制が規定されております。

余湖会長 私も前回、危機管理マニュアルがないことの確認をしているんですけども、私の考える危機管理マニュアルと、今事務局からご説明があった危機管理マニュアルの考え方と、根本的に違うような気がします。この前申し上げたのは、危機管理マニュアルがなくて、どうしてリスク分担ができるんですかと言ったんですけども、その辺りをもう1回整理していただきたいですね。

下野課長 今会長がおっしゃられているのは、事故が起きる前と事故が起きた後と、それ全体を含めて危機管理マニュアルというイメージでおっしゃられているかと思っております。私どもは起

きた後と起きる前の2つに分けておりまして、起きる前が危機管理で、起きた後は復旧マニュアルという認識です。

余湖会長
佐藤委員

ちょっと定義が違う気もしますが、検討願います。佐藤委員、質問を続けてください。今の水道部の回答で、わかってきたんですけども、普段当たり前のように行ってきて、今まで水道部の中で既に皆さんが共有されていることを、また紙にしなければならぬということは、すごく大変なことだとは、理解はしています。しかしながら、やはり余湖会長もおっしゃったように、危機管理マニュアルの部分と、その中に通常の運転業務と言うか、維持管理と言うか、そういう部分のことも全部つながってきていて、何か起きたら悪くなりますとか、ここで止められます、といったフローを書いて、ここで止めましょうというようにしていくのが、昨今のリスク管理の考え方かと思うんですね。それで、今、順次作成途中とのことでしたけれども、今の水道部のスケジュールでは、いつ紙ベースの危機管理、想定されていたものは、出てくる予定で作業をされているんですか。

下野課長
佐藤委員

8月いっぱいを考えております。では、それを踏まえて、続いてリスク分担表や責任分担というお話になるんですけども、今の表でたくさん出していただいて、これからまた整理をしていただくところですが、これはこの裏には、すでに契約約款としての文言と、分担のとき、これがこうなったら責任をとってくださいというようなところまで、全て詰めた上で今、この表を作っているのか、素案なので、細かなサイトマップを作っていく状況なのか教えていただけますか。

伊藤課長

今のリスク分担や責任分担に関して、契約約款につきましても、基本的ベースは、既に作成しております。当然、今回お示ししている分につきましては、約款の案の中にこれらを盛り込んで作ってございます。ただし、今申し上げましたように、日常の業務、維持管理等の部分踏まえて、再度見直しをするということでございますので、それを踏まえた上で、約款等も整備をしていくということで、その辺りの細かい部分をもう一度詰めたいというふうに考えております。

余湖会長

佐藤委員の言われていることは、もう少し具体的な質問でして、つまり、責任分担の素案がここにあるけれども、これは将来、受託者と契約するときの文章があって、それから起こしたものなのか、又は対応しているのか、あるいはこれはとりあえず今まとめて、これから詳しいことは文章化していくのかというご質問だと思います。

伊藤課長
余湖会長
下野課長

基本的には、契約約款等の中に謳い込みはされているものでございます。ということは、もう全部できているんですか。この私の手にしている資料は、見せられないんですけども、このように業務内容を新たに抽出をしております。受託事業者は何をさせるのか、市は何を監督するのか、その辺りも細かく分けているところがございます。それで、最初にお示しをしている部分については、大きな枠組みになってございます。細かなものを今、拾い出しをしており、8月中にはより詳細な業務内容ができます。

佐藤委員

文言に関しては8月中には出来上がって、というイメージでよろしいですか。私ばかり質問して恐縮ですが、もう1つだけ、ご説明の端々に業者さんと協議をしてという説明がございましたけれども、それは入札等で決定した業者さん、あるいは決定しそうな目星をつけていらっしゃるのと協議をするというイメージなのか、業者の候補の方というか、今入札を考えていらっしゃる方を集めて、情報交換というか、させるのかという点が1つ気になったので、教えていただきたいと思っております。

伊藤課長

今、本市の委託業務に対して、受託の希望をいただいている事業者に対して行いたいと思っております。

余湖会長
伊藤課長
余湖会長
松井委員

手を挙げている、意思表示をしているということですね。そのとおりです。他にご質問はありませんか。基本的なところなんですけれども、危機管理マニュアルと復旧対応マニュアルは、それはまず市が行うために作るということですか。

下野課長

そのとおりです。

松井委員 ということは、それを今作らなければいけないということは、市が1から10までやる上で活用するマニュアルであって、それを第三者に委託したときに、そのマニュアルを守らせるという話なのか、そのマニュアルというのは委託後も使うマニュアルということなのでしょうか。

下野課長 マニュアルの中には、先ほども言いましたけれども、浄水場の機械警備なりそういうものも委託の中にも含まれており、全部が受託者に行くものではありませんが、今のマニュアルは、委託をしたときに、受託者にやっていただくということです。

松井委員 やってもらうということは、そのマニュアルは業者にも拘束力があるということですか。

下野課長 責任をもってもらうという考え方です。

余湖会長 たぶん、下野課長が言われている危機管理マニュアルというか、そういうものは、維持管理マニュアルに含まれる警備だとかそういうものに近いですね。今でもそういうものがまずあるということが絶対必要でしょうし、それを元にして、委託後にそれをどうするかというマニュアルを作って、そして、あなたはここまで責任をもちなさい、私はこういう指示を出しますという、そういうものがきちんとなく、曖昧にしておく、例えば契約違反だとか、そういうこと責任が問えなくなりますよね。業界紙とかで読んだことがありますけれども、やはりその辺りの詳細な定義とか、漏れがあると後々、トラブルの元になるという、そういう理解でよろしいですね。

下野課長 慎重に検討してまいりたいと思います。

松井委員 委託した業者がそのマニュアルを守らなかったときに、契約違反だということになるのであれば、そのマニュアルも事前に、事業者としては見せてもらわないと、それが実行できるものかどうかという問題も生じると思いますが。

余湖会長 そこが非常に大きなポイントだと思うんですが、要するにそのマニュアルを守るために業者はどのような体制を組まなければならないか、あるいは何か問題が起きたときにどういうことを設定して、どう準備をしておかなければならないか。これをやらないと責任が問われると自覚するわけですから、それは非常に大きな問題になると思います。

下野課長 市は、受託者に対し市が想定している業務・役割分担、リスク分担などの考えを提示し受託者から意見や提言をいただきたいと考えております。受託者の認識を踏まえ、相応しい委託業務の遂行を目指してまいります。

松井委員 資料15で、前回私が質問しました提案の(7)「リスク分担の明確化」が、「リスク分担の考え方」に変わりましたが、入札する側の立場、申請する立場からしますと、何を求められているのかということが重要だと思います。先ほどの危機管理マニュアルにしても、リスク分担表にしても、これを飲むのか飲まないのかという単純な話なのか、業者の中には、どういう提案の仕方になるのか、またマニュアルに拘束されるのであれば提案のしようがないなどと思っているのではないかと。さらに提案(5)の「危機管理に関する事項」に、危機管理に対する考え方や緊急対応能力ということが求められています。その辺りが一体、こちらで何かを提案しろと言っているのか、石狩市が提示したものを守れと言っているのか、その辺りが見えないところが不安だなと思ったので、質問をしました。

余湖会長 いかがですか。

伊藤課長 私どもが考えているリスク分担ですとか、そういったものの考え方を提示をいたしますが、逆にそのことを踏まえ、受託者として提案をいただけるものもあるという想定の中で考えております。しかしながら、ここで表現等の部分では、今ご指摘のあった矛盾もあるということですので、その辺りは整理をさせていただきたいと存じます。

余湖会長 今のお話は、要するにリスク分担に対して業者から新たに提案があって、それが効果的であればプラスのポイントに評価するという意味ですか。

伊藤課長 そのように考えております。

松井委員 石狩市が想定している危機管理よりもっと良い提案をしてくる業者には良い点数をつけて、例えばそこが入札しましたといったら、そっちの危機管理マニュアルみたいなものに乗ることもあるということなんですか。

余湖会長 現実には、それは可能でしょうか。法令の遵守ですから、むしろこれはもうちょっとリスク分担に対する、抽象的で、そういうような精神的な項目なのかなという理解をしていた

ので、具体的にここで提案を受け入れるということになるとどうなんでしょう。これはおそらく業者からも、どういう意味ですかという質問が出るでしょうね。他に何かご質問、ご意見ございませんか。

佐藤委員 スケジュールはあると思うんですが、パブリックコメント中にも作成をというお話でしたけれども、もし今月中待てるのであれば、マニュアル等がまとまって、それを提示した上でパブコメを出すくらいの体制であった方が誠実な対応かな、と思いました。

余湖会長 今の佐藤委員の話は、例えばこの別添のこれをもっと精査してといったことですか。

佐藤委員 はい。あと、責任の所在という形で、市側と受託者側という形でありますけれども、うなったら責任をとるといえるのか、事故が発生したのかというのがわからないまま、がついているという「こっちが責任をとるよ」と言われても、「いや、何も起こっていないですよ、うちとしては」という事態がやはり容易に想定できるので心配をしています。それに対して、例えば私が市民だったとしたら、どうコメントするのかなと思うと、この規定もちょっと不思議じゃないですかという形です。たたき台があると、質問というかコメントし易いですが、事務局には負担を課すことになってしまいますし、その時間も作業し続けて同時進行でやるというご判断であれば、私が引き止めるべきものではありませんが、現時点では少し早いんじゃないかと感じました。

伊藤課長 パブリックコメントに提示をする資料は、本日お手元にあります本編と資料編、これをもってパブリックコメントをしようと考えております。従いまして、契約約款などは現段階では提示はしないという考え方であります。

余湖会長 佐藤委員が言われているのはそういう意味ではありませんで、例えば先ほどから問題になっている責任分担表ですとか、リスク分担とかありますが、これを今事務局で8月中にまとめるということであれば、その辺りはやはり市民感情としても非常に重要なところなので、それができるのを待ってから、もう一度きちんと審議をした方がいいのではないかと思います。パブコメに出す、出さないの問題ではないご発言だと思うんですけども、その点については、事務局、いかがお考えですか。

棚橋部長 佐藤委員のただ今のご指摘は、大変重要なご指摘と思っております。私達が今回示させていただいているリスク分担や責任範囲につきましても、基本的には大項目の中での整理とさせていただきまして、先ほどから説明をしておりますように、その詳細については、現在進めているということでありまして、当然パブコメでは色々な意見があるかと思っております。この作業は今同時進行の中で、もしパブコメの中で意見があれば、適切に回答をしまいたいと考えております。先ほど事務局が示した流れの中で、進めさせていただければと考えております。

佐藤委員 大項目が変わらないというのは、イメージとしてはわかるんですね。でも、ある程度細かい部分に関して、市民としたら、水がどこまで濁ったらとか、どこまで塩素が残っていたらとか、そういう不安が一番あるのではないかと思います。それでも大丈夫なんですか。つまり、その時点では情報を出さないままパブリックコメントを行い、パブコメ終了後に後出しのような形で示されたマニュアル等については認めてください、ということになった場合、市民の方に納得していただけるのでしょうか。

棚橋部長 後出しして、認めていただくという考えは毛頭ありません。ただ、どこまで出せば良いのかという問題も当然あるかと思っております。そういった中で、最低限の情報だけはきちんと提示した上で、市民が疑問に思った点、例えばただいまお話にありましたような、塩素の関係についても忌憚なく、ご意見やご提言をお寄せいただき、それに対して真摯に丁寧にお答えをさせていただきます。なお、パブコメの実施にあたっては本編と資料編をもったの対応を考えております。

余湖会長 ちょっと重要な議論になりましたが、おそらくこの委員会のあり方とか、そういうものにも絡む今のご提案だと思うんですが、少し時間をとって今の佐藤委員のご提案について、ご意見を伺いたいと思います。要するに事務局としては、このまま出して同時並行で詳しい作業をやって、パブコメの回答を書く段階で、それを全部オープンにするということになるのでしょうか。そのときに、例えば表29とかの内容が変わる可能性があると思うんですが、これは後から訂正するということになりませんか。

棚橋部長 基本的にはこの表でいきたいと思っておりますけれども、業務内容に対する受託事業者の意見などの情報収集を行い、その中で修正もあり得ると考えております。

余湖会長 パブコメの実施について、同時並行で作業してオープンにしていく方法とこの委員会の場で再度きちんとしたものを提示していただいて、委員会として了承したという形にしてからパブコメをするか、何かご意見を願います。

三國委員 8月末に書類ができるわけですね。それを我々に提示し検討して業者に出すのか、あるいは検討してから冊子になるわけですね。それは8月末に全部冊子にして決定するわけではないんですよ。みんなそういう不安があるから今質問が出たんですよ。

余湖会長 要するに、この委員会の役割として考えたときに、今、このレベルでパブコメのゴーサインを出すのか、いろんな議論がありましたが、事務局の作業も全部終わっていないわけで、そういう状態でパブコメに入るよりも、8月中には資料が準備できるのであれば、そこできちんとした形で、この委員会です承をしたという形にしてからパブリックコメントに入った方がいいのではないかと、という提案です。

三國委員 その方がいいような気がします。一方的に決められたら困るし、我々何のために委員になっているのかわからないです。そういう意味では、まだ最終決定ではないので。

余湖会長 それと、もう一つ、リスクと危機管理マニュアルの関係について、資料編の8ページ、9ページ、10ページのリスク分担表ですが、これを決めるための基礎資料というのは事務局で持っている何のマニュアルになるのですか。

伊藤課長 このリスク分担表につきましては、先進地事例等を踏まえながら、石狩市として策定をしたものであります。

余湖会長 基礎になる、バックになる文書はないのですか。

伊藤課長 ありません。

余湖会長 そうすると、例えばリスク分担が、ただ とかになっていきますけれど、ただリスクの負担者を区分けするのではなくて、いつ、そういうものに対して行動を起こすかですとか、そういうことがきちんと決まったことがないと、ただ色分けしてあるだけでは危機管理はできないと思いますし、リスク分担にはならないと考えられますが。

松井委員 これはつまり、今のお話からいくと、既に第三者委託をしている先進地において、こうだったからという、委託を想定したリスク分担表ですよ。そのことと、今、石狩市が独自に作ろうとしている危機管理マニュアルというのは、これは市が100%何かをするっていつの話だと思うんですけども、これ自体はリンクしていないということになりますよね。

菅野委員 私はパブリックコメントを出す前に、今日あたりでも、最終的に委員会で固めて、そして委員会としては了としたと。あとパブリックコメントというのは出てきたとした場合、項目によってそれを是とするか、それを非とするかという問題もまたあると思うんですよ。そういう形でできたものが、最終的にこの委員会で審議するわけですね。その中で、また、私どもがいろいろ議論し、そして修正をしていく。そういう段階を踏んでいくから今回、業務分担の問題が固まらなくてもスケジュール的なものを考えると、ある程度、私はいいいのではないかと考えています。パブリックコメントを絶対視するのかどうかの問題で、市民の意見というのは絶対だということではないと考えています。

佐藤委員 今回、もしパブリックコメントに出しますということになると、この本編と資料編というお話がありましたけれども、委員会が了承したものですという形になると思いますが。

菅野委員 基本的にはそうでしょうね。

佐藤委員 ただ、現時点では了承しかねるといって、曖昧すぎて判断できない箇所が多すぎると思います。

菅野委員 たぶん、それは各項目に具体的に載っている内容が固まっていないから、そういう面では、当然疑問を感じるかもしれませんね。

佐藤委員 特に、肝心な部分と言いますか、委託に向けての動きという点では、ある意味で市民には一番関心のあるところの1つだと思うんですよ。そこについて、現時点ではちょっと説明が不足しているのではないかと。もちろん委員会の決定には従いますので、意見を述べさせていただいたただけなんですけれども。

菅野委員

私は意見が、あれで良いかって言えばいいわけではないですよ。パブリックコメントを進めていく場合の考え方が、当委員会ではどう考えるかという問題に対して話だけです。

余湖会長

副会長が言われましたことも一理あると思います。確かにパブリックコメントは絶対視できるものではありませんけれども、例えばパブリックコメントで意見が出てきて、それに答えられないような資料であったり、それを答えるときに、この資料が大きく変わるようなことがあったり、あるいは委員会がそれをきちんと議論したのかというようなことになると、これは困ると思うんですよね。ですから、そういった意味で、まだ十分に委員の理解が得られていないのかなという感じはしますし、また今日あまりにも欠席者が多いですよ。これが非常に引っかかっている面もあります。

それで、たぶん流れとしては委員会でOK、パブリックコメント、そしてすぐ入札予定業者への説明、入札、こういったスケジュールがたぶんGOで行くと思うんですよね。今回、この民間委託というのは初めてのケースですし、あまりにも拙速な対応をすると誤解を招きかねない、というのも少し気になります。石狩市の第三者委託っていうのは、石狩市だけの問題ではなく、相当全国的にも注目されていますし、今、ホームページなどで情報が公開されるものですから、かなりいろいろな所から問い合わせがきているということも聞いています。そういった意味で、あんまり拙速になることは避けなければいけないと思っています。今までのお話をまとめると、一つは業務と責任分担、これは平常時の管理と言いますか、そういうものについて今、事務局で精査しているということが一つ。それともう一つは、たぶん委員の方も、まだもやっとされていると思うんですが、リスク分担とその根拠、あるいは危機管理マニュアルや応急復旧マニュアル、そういうものの関係がきちんと整理されていないというのは、たぶん市民の意見が出たときに、北見の問題、あの問題は人災だと報道されていますし、危機管理マニュアルがないと、ああいうことが起こりますよというのは、こういった委員会で指摘されていると思うんです。それが実際には実行していなかったというようなことが度々報道されていますので、リスク分担だとかそういうことに、質問が出てくるのではないかと思うんです。それと、維持管理についても、本当に水質が悪くならないのかといったことも、維持管理は今ある程度やっていることなので、答える根拠はあるのかもしれませんが、「こういうものがあるからこれで対応します」といった形できちんとした答えを返さないとならないと思います。

どうでしょうか。今の私の問題点の整理はよろしいですか。大きく分けて二つですね。維持管理の分担がきちんと明確でない部分と、リスク分担の根拠があると思います。

次に、今日の審議の、は全体に絡むことですので、復習を兼ねて、本編並びに資料編の修正内容ということで、説明に先に入りますか。よろしく願います。

開発主査

昨年8月24日の第三者委託の諮問以来、当委員会において、委員の皆様から様々なご意見やご提言が寄せられ本編・資料編へ反映したところであり、14項目にわたり、まとめた資料を4ページにお示しをしております。この内、例えばNO.14では、「信頼のおける業務受託者を選定できるのか」という、ご意見があったところであり、それについては、本編12章において、総合評価一般競争入札により、受託事業者からの提案内容の質を重視した方式で選定する旨を、12章で記述しているところであります。

次に、資料の5ページ以降にまいります。5ページ及び6ページにつきましては、今日までの委員会審議を踏まえの修正事項になります。5ページでは本編1章から7章まで、8項目にわたる指摘事項を踏まえ、修正後として、現在お手元に配付してございます本編・資料編の記述内容とさせていただきます。また6ページにつきましては、市として、4項目の本編内容の見直しを行い、修正後に反映したものであります。

余湖会長

よろしいですか。ずいぶん長い間審議してきているなというのが、よくわかりいただけたと思いますが、一応復習を兼ねて、このような経緯で修正をしたということで、特に抜け落ちている面だとか、気になる点ございますか。よろしいでしょうか。

別の件で私から質問をさせていただきますが、40ページと41ページの受託事業者の選定で、募集要項と募集公告は良いとして、応募資格もSPCの話でクリアされたとすると、入札方法についてお伺いしたいと思います。本編40ページの一番下の行に、石狩市浄配水

場等運転管理業務受託者選定委員会というのがありますよね。この選定委員会、例えば具体的に何名で組織して、委員長がどなたになるのか、選定委員が審査・評価を行った後、落札者が最終的にどのように決定されていくのかなど、この選定委員会と市の関係、関わりについての記述が少し簡単すぎるかなと思うんです。

伊藤課長

今の余湖会長のご質問の部分ですけれども、選定委員会につきましては学識経験者等を加えた組織ということで、別途設置をする予定であります。委員の構成につきましては、学識経験者を入れた7名で、7名のうち4名は学識経験者で、残りの3名は市の職員ということで考えております。

余湖会長

委員長は誰になる、というのは自動的に決まっているのですか。

伊藤課長

委員は市長が委嘱をし、委員の中から互選で決めるということになってございます。

余湖会長

この委員会の規定自体は、まだできていないのですか。

伊藤課長

一応、設置の要綱の素案はできてございますが、確定ではございません。

余湖会長

その委員会の権限についてはそのようになっているのですか。

伊藤課長

委員会の権限につきまして、現段階で想定をしておりますのは、事業者募集要項や選定基準等、業務受託者選定の方法に関するものを審議のほか、企画提案書で提案された書類の審査・評価に関するをお願いするものであります。また、その他業務受託者の選定に関し必要な事項を行うということになっております。

余湖会長

委員会で、選定原案を作るのか、選定まで行うのですか。

伊藤課長

原案と選定、両方ともというふうに考えております。

余湖会長

動き出してから直すとまずいので、もうちょっと詳しく書いた方がいいかもしれませんね。実際に動き出すと、特に談合とかいろいろうさく、いろいろなところで入札に関しては記事が出ていますから、きちんとそういう形で、正しく行っていますよということアピールする意味でも、細かく書く必要はないですが、構成と権限を、もっとはっきりさせた方がいいという気がします。

松井委員

委員会は7名で構成されるとのことですが、過半数で決定するのですか。全員一致ですか。

余湖会長

それは、選定委員会の設置要綱が確定していないから、まだわからないのではないのでしょうか。

松井委員

7名のうち3名の委員は市職員で構成されるというのは、もう決まっていることですか。

余湖会長

7名で考えています。

伊藤課長

はい、そうです。

余湖会長

例えば、内部の3名が反対しても、ほかの4名が賛成したらどうするんですか。

伊藤課長

選定基準がございまして、それによって得点をつけていく形になります。

余湖会長

最終決定するとき、たぶん総合評価方式でやりますと、方式さえ先に決めてしまえば、あとは数字だけで動きますから、要するに、その前段階が重要なんですね。数字で出してくれば、あんまりそこで議論にはならないと思います。その前の段階がむしろ大変だと思うんですが、議決はどのような条件で行われるのかとか、そういうことは、松井委員ご指摘のように、本当は規定もなるべく早く整備した方がよろしいでしょうね。

それでは、前に戻りますが、今日の委員会の結論としてどうするかということですが、いろいろご意見伺いました。それぞれのご意見、妥当な点があると思いますが、一応私から提案をさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、事務局がパブリックコメントになるべく早く入りたいというお気持ちもわかりますが、やはり水道事業運営委員会としては、今いろいろな指摘がありました。それで、前回も指摘を受けていますが、残念ながら、完全にその指摘にまだ事務局が答えられる状況にないということも事実だと思います。

大きく問題になったのは二つあって、一つは役割分担・責任分担、それともう一つは、リスク分担、この辺りをきちんと、こういう資料に載っていることを裏付ける一資料があって、そして、それに基づいて作成されたデータであれば、市民にも説明もできるだろうし、委員会としても皆さんの、委員の了承を得られるだろうと判断します。

それと、やはり今回、過半数ぎりぎりという数字で、ある意味で、石狩の歴史に残る結論を出すには、出席委員からも厳しいご指摘があったということもありますので、私から

お願いですが、8月いっぱい、事務局の方でバックとなる基礎資料を急遽作るというお話ですので、もしも可能であれば、8月末か9月頭くらいにもう1回委員会を開いていただいて、今度はなるべく皆さんが出席できる、あるいは欠席の場合でも事前説明を行うなど、きちんとしていただいた形での審議が重要と考えます。最後の仕上げをおろそかにしますと、市民から不信感を招きかねないと思います。そういうことで、もう1回やるということで提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。副会長、よろしいですか。

菅野委員

事務局としては、後ろのスケジュール、来年の4月、7月、議会だとかいろいろなことを考えて、大変悩ましい結論だと思いますけれども、やはり今会長も言ったように、大事なことだと思います。

余湖会長
棚橋部長

どうですか。可能ですか。

正直に申しまして、大変厳しいと考えております。できることでありましたら、今回パブコメに臨む形でと考えておりましたけれども、委員皆さんの厳しい意見・指摘もあり、委員会として、これはまかりならないというのであれば、やらざるを得ないと考えております。

余湖会長

大変悩ましいとは思いますが、いろんな意味で、将来にわたって、禍根を残さない結果になろうかと思っておりますので、またお集まりいただくことも、大変、私としても心苦しいんですが、ここまで時間をかけてきたので、最後に手抜きをしたくないと思っておりますので、一つよろしく願いいたします。以上でよろしいですか。それでは、事務局にお返しいたします。

開発主査

本日の署名委員は佐藤委員と三國委員をお願いいたします。次回開催につきましては、8月末か9月の早い時期に開催をしたいと思います。

伊藤課長

それでは、以上をもちまして終了としたいと思います。ありがとうございました。

(終 了)

平成19年10月9日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会
会 長 余 湖 典 昭

議事録署名委員
佐 藤 雅 代

議事録署名委員
三 國 哲 男